

令和3年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年6月25日（金）15時00分から15時40分
2. 開催場所：進修館 小ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第18号	令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画の決定について
日程第6	議案第19号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第7		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「1番大島悟委員」と「2番日下部好克委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■■の田と畑3筆で面積は合計1,778㎡でございます。譲渡人は越谷市に、譲受人は宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、数年前から越谷市で生活しております。申請地の管理を譲受人に任せており、今後も譲渡人本人が管理することは難しいことから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■を300mほど南下した場所に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は野菜等の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は加須市内に2筆あり、総面積は6,987㎡でございます。加須市内の農地については加須市農業委員会事務局へ現在の農業経営状況を照会し、農業経営状況調査書により問題ないことを確認しました。なお、現地も問題ない事を事務局で確認しました。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。譲受人は数年前から自然農法という方法でやっているそうです。また、譲渡人は施設に入っており跡継ぎもいないそうです。特に問題もないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第16農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑1筆で面積は186㎡でございます。申請者は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は農家住宅敷地の通路部分拡張です。4条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内に長く居住しており、現在お住まいの住宅の建替えを検討しておりましたが、前回接道として認められた道路が建築基準法外の道路と判定されたため、現状では建替えを行うために必要な4mの幅を持つ接道が確保出来ておりません。そこで今回、前面道路との接道を確保するため、土地の一部を転用する運びとなりました。なお、こちらは令和3年2月に除外が認可されております。

申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の入り口から

■■■方面へおよそ 200m に位置しています。公図で見ますとこのような形になります。青で囲んである北側の宅地から、南側道路へ続く赤で囲んだ範囲です。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣接する農地が 1 筆ございますが、申請者の所有農地でございます。道路として使う面は砂利敷きにする計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

なお、今回は 4 条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要がございます。

【所有地の確認】

申請者の所有農地は写真のとおり全て適切に耕作されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は 1 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、コンクリートブロックを用いて被害防除を行いますので問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして 2 件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑 1 筆で面積は 77 m²でございます。申請者は宮代町にお住まいの方です。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和 45 年 8 月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。4 条の申請になりますので、

権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と町道との出入口として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から100m程に位置する申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が1筆ございますが、所有者から同意をいただいております。現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

【所有地の確認】

いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は1種農地に区分されます。周辺の営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はありません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第17農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は3件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は407㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は令和2年7月に子供が生まれこともあり、宮代町内の妻の両親の元に身を寄せサポートを受けながら生活しています。今後子育てをしていくには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和3年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■をくぐり■■■■■を250m程過ぎたところに位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、そのうち1筆は譲渡人の所有農地で、残り1筆の所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除はそれぞれ新設コンクリートブロック4段、3段、2段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は290㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は使用貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、子どもを産み育てるため、実家に近い父親所有の申出地に家を建てたく今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年6月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、どちらも所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック3段の内積みと既存コンクリートブロックを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第3種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロック等で対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして3件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は

342 m²でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内のアパートにて夫婦2人と子供3人の合計5人で生活しておりますが、現在の住まいでは持ち物等が増え手狭になってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和3年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北西側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、どちらも所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除はそれぞれ新設コンクリートブロック2段、3段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面町道を跨いだ道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第3種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。何も問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。

(会長)

続きまして、日程第5・議案第18号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が3件、更新の案件が8件ございます。審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。それでは、事務局説明

願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は新規の案件が3件、更新の案件が8件ございます。新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、1件目から3件目までの新規案件についてご説明いたします。議案書及びスクリーンをご覧ください。

(説明)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは新規の案件についてご審議願います。

よろしいでしょうか。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。続きまして更新の案件についてご審議願います。

よろしいでしょうか。この件に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第6・議案第19号「令和2年度の点検・評価及び令和3年度の活動計画の決定について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。4月の会議において案の提示を行い、5月の会議において案を決定いたしました。その後意見照会を行いましたがいせんでした。つきましては、全体案を正式に決定したいと考えております。以上です。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。この件について「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして日程第7「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が6月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第6回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年7月26日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印